解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年八月二十九日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十日

宮崎市錦本町一番三号

医療法人社団勇憲会菊田整形外科医院

清算人　菊田　憲子

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年七月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年八月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十日

札幌市中央区北一条西二丁目二番地一北海道経済センター七階

北海道商店街厚生年金基金

代表清算人　菊池　恒

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年七月二十八日責任役員の定数の全員及び総代並びに門徒の三分の二以上の同意により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年八月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十日

北海道石狩郡新篠津村第三九線南五〇番地

大道寺

清算人　藤田　道美

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年九月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十日

東京都港区赤坂六丁目一三番一六号アジミックビル三階

全国食肉流通業厚生年金基金

代表清算人　遠藤　昌彦

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年九月二日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十日

大阪市中央区安堂寺町二丁目四番一四号文健会館三階　関西文紙事務器厚生年金基金

代表清算人　西村　一郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年三月十四日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十日

兵庫県たつの市揖西町竹原四五六番地

宗教法人松林寺

清算人　藤元　正彦

配当公告

富山県高岡市西藤平蔵二〇三三番地

破産者　株式会社富乾

右の者に対する富山地方裁判所高岡支部平成二十六年（フ）第八六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三七二、六八九、一二四円

一、配当することのできる金額

金八九、四一九、三六八円

（内中間配当留保分　金二二、七九〇、三二六円）

平成二十八年九月二十日

富山県高岡市中川本町八番一号

破産管財人　鍛治　富夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県八幡平市平舘第二六地割一〇四番地、最後の住所岩手県北上市鳩岡崎三地割五三番地二五二　被相続人　亡　川又　久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十日

岩手県花巻市大通り一丁目五番二号

相続財産管理人　弁護士　安澤裕一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県湯沢市高松字下ノ岱三九番地、最後の住所秋田県湯沢市高松字大日台四八番地

被相続人　亡　佐藤　豊治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十日

秋田県湯沢市字祝田一四一番地一

相続財産管理人　司法書士　大山幸太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市鶴光路町八二番地三、最後の住所千葉県船橋市行田一丁目四六番一八号

被相続人　亡　吉澤　暢尚

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十日

事務所千葉県市川市八幡三―一―一八―三階シャトー増田Ｎｏ．３　法律事務所羅針盤　相続財産管理人　弁護士　本田　真郷

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県山武市戸田一五六二番地、最後の住所千葉県成田市橋賀台一丁目一番地（四棟四〇二号）　被相続人　亡　麻生　裕文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十日

事務所千葉市中央区中央三丁目一八番三号千葉中央ビル四階　法律事務所シリウス

相続財産管理人　弁護士　菅野　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県我孫子市久寺家二丁目六番、最後の住所千葉県我孫子市久寺家二丁目六番一二号　被相続人　亡　坂内　孝夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十日

事務所千葉県松戸市本町二五―四　第二石井ビル三〇二　みぎわ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石田　真理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区神宮前五丁目二九番地、最後の住所東京都新宿区百人町三丁目二八番四―八〇四号　被相続人　亡　小松みどり

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十日

事務所東京都港区東新橋一丁目一番二一号今朝ビル九階辻誠法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田村　香代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県那須郡那須町大字高久甲二四六九番地、最後の住所栃木県那須塩原市槻沢二九三番地三一　被相続人　亡　平山　俊一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内に申し出がない時は弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十日

東京都千代田区有楽町一―七―一有楽町電気ビルヂング北館一二階一二一三区湊総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　湊　信明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県中郡大磯町大磯一六二七番地、最後の住所神奈川県中郡大磯町大磯一六二七番地　被相続人　亡　関野　道藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十日

神奈川県平塚市宮の前二番三号桂エンタープライズビル五階

相続財産管理人　弁護士　貝原　吉記